	該当箇所	質問	回答
1	実施要領　P5 11　候補者の特定（2次審査　書類審査・3次審査　プレゼンテーション）	業者審査委員会の構成について教えてください。	審査に係る質問にはお答えできません。
2	実施要領　P5 11　候補者の特定（2次審査　書類審査・3次審査　プレゼンテーション） （4）　2次審査　書類審査 ウ　注意事項	プレゼンテーションは実際に業務に従事する予定技術者が行うこととありますが、会場に入場できる事業者4名以内についても、予定技術者に限るということでしょうか。	プレゼンテーションの説明は、予定技術者にお願います。他に同席される方については特に制限しませんが、本事業に関わる予定の方が望ましいです。
3	仕様書　P3 第4章　システム基盤・技術要件（前提条件） （5）　緊急対応	土日や祝日などに事象が発生した場合、事象確認と1次回答が6時間を超えることも想定されますが、週明けの早い段階で事象を確認し、1次回答を行うということでよろしいでしょうか。	仕様書「第4章 システム基盤・技術要件（前提条件）（5）緊急対応」に記載のとおり、前提としてサイトは24時間365日の稼働を行うこととしています。土日祝日に関わらず、事象の確認後即座に報告のうえ、6時間以内に1次回答（原因の究明や今後の対応策にかかる報告）を求めるものです。
4	仕様書　P3 第5章　業務範囲（構築フェーズ） 5．1　共通事項（子育て支援ポータルサイト及びライフデザインシミュレーションツール） （2）　デザイン	定例会の実施ですが、どのくらいの頻度での実施を想定されているでしょうか。また、保守・運用フェーズでは、仕様書のP7（7）情報発信コンテンツ企画より、月2本程度のコンテンツ制作については平塚市様も関与することから、定例会の実施も想定しているかと思いますが、そちらについても実施頻度の想定を教えてください。	定例会については、原則毎月実施することとしますが、構築における進捗状況の確認を踏まえ、状況に応じて回数の増減はあるものと想定しています。 また、定例会とは別に、構築における全体進捗管理の中で、受注者が発注者に意見を求めたい場合等は、必要に応じて最適なコミュニケーション方法（Web会議等）にて会議・打合せを実施することを想定しています。 なお、仕様書「第6章 業務範囲（保守・運用フェーズ）」に記載のとおり、サイトは「作って終わり」ではなく、「育てて進化する」運用を目指すこととしていることから、公開後にも定期的に検討協議していくことが望ましいです。特に「第6章 業務範囲（保守・運用フェーズ）（7）情報発信コンテンツ企画」においては、実施内容により協議事項も異なるため、現時点で定例会の実施頻度を想定できるものではなく、企画の内容や進捗状況によって変動的になることが想定されます。また、保守・運用フェーズにおいても、必ずしも対面形式で実施するものではなく、企画の実現・目的達成のための最適なコミュニケーション方法（Web会議等）にて会議・打合せを実施することとします。
5	仕様書　P5 第5章　業務範囲（構築フェーズ） 5．3　ライフデザインシミュレーションツールの設計及び構築 （1）　ライフデザインツールの目的	「結婚・子育てに対する若者の漠然とした不安を解消し、自らのライフデザインを考える機会を提供することを目的」と記載がございました。設計の土台になるためもし具体的なペルソナの想定がございましたらお示しいただけるでしょうか。	現段階で具体的なペルソナの想定はありません。ペルソナを想定することが提案として効果的と考える場合は、仕様書「第5章 業務範囲（構築フェーズ）　5．3ライフデザインシミュレーションツールの設計及び構築（1）ライフデザインツールの目的」及び「第1章 本業務が目指すもの」、「第2章 基本方針」をふまえ、受注者の提案としてください。 提案内容をもとに、発注者と受注者にて協議のうえ設計及び構築していきます。
6	仕様書　P7 第6章　業務範囲（保守・運用フェーズ） （7）　情報発信コンテンツ企画	現時点で月2本程度のコンテンツ制作を想定するとあるが、公開月も2本程度を想定しているということでしょうか。また、事前に公開までに平塚市様へ提案すべきコンテンツ数の目途はございますでしょうか。	サイト公開月（令和9年1月）も2本程度のコンテンツ企画の掲載を想定しています。 また、掲載時期を考慮したうえで、事前に複数月分のコンテンツの掲載準備をしておいていただいても問題ありません。
7	仕様書　P7 第6章　業務範囲（保守・運用フェーズ） （7）　情報発信コンテンツ企画	例にあるように、専門家インタビューや体験談等の企画を実施する場合は、取材対象となる専門家や関係者のご紹介・調整については、平塚市様にてご協力いただける想定でしょうか。それとも、受託者側で候補者の選定から調整まで行う前提となりますでしょうか。	仕様書「第2章 基本方針　2．1指針　（4）運用の継続性と拡張性」及び「第6章 業務範囲（保守・運用フェーズ）（7）情報発信コンテンツ企画」の記載事項を踏まえ、前提として共創の姿勢を持って進行することを想定しているため、基本的には発注者及び受注者の協力のもと進行することとします。そのため、平塚市職員の専門家（保育士や保健師等）を紹介及び調整することは、現実的に可能と想定しています。
8	―	本契約における一部の業務の再委託は可能でしょうか。	別紙契約約款第3条のとおりです。

（情報システムに関する請負(成果物あり)・委託）

契 約 約 款

(総則)

第1条　発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの条項(以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、特に定める場合を除き契約書に記載する契約期間において、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務を仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る契約代金を支払う。

3 この契約書に定める届出、請求、報告、申出、協議、承諾及び解除(以下「届出等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、届出等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った届出等を書面に記載し、これを相手方に速やかに交付するものとする。

4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めは、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務等の譲渡)

第2条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 3 条　受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

2 委託業務の全部又は主要な部分以外で書面によりあらかじめ発注者の承諾を得たときは、再委託できる。この場合、受注者は、発注者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負わなければならない。

3 受注者は、発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に再委託してはならない。

4 発注者は、第2項の場合において、再委託者について、委託業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して書面によりその事由を明示してその変更を求めることができる。

(一般的損害等)

第4条　この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報の漏洩、紛失等に係る損害は、契約期間後も受注者がその費用を負担する。

(業務責任者)

第5条　受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

3 受注者は、選任した業務責任者を業務履行開始までに、発注者に通知するものとする。

4 前項の規定は、業務責任者を変更する場合においても準用する。

(業務計画書)

第6条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書等に基づく業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(中間報告等)

第7条　発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いの上検査を実施することができる。

(使用書の提出等)

第8条　受注者は、委託業務を実施するに当たり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

3 前項の場合において、発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

(履行報告)

第9条　発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して業務の履行状況等について報告を求めることができる。

2 受注者は、この契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事象が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者が協議するものとする。

3 受注者は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第9条の2　発注者は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(検査)

第10条　受注者は、仕様書等により指定期日までに履行する

こととされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して発注者の検査を受けなければならない。ただし3月分の報告は3月31日までに行わなければならない。
2　受注者は、前項の完了届に関し、発注者が説明又は資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
3　発注者は、第1項の完了届を受理したときは、速やかに受注者の履行内容を検査するものとする。
4 前項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めるときは、受注者は日々履行することとされている業務の履行に係る当月分の完了届をまとめて提出し、発注者の検査を受けることができる。

(契約不適合責任)
第11条　発注者は、委託業務目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3　第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1)　履行の追完が不能であるとき。
(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4)　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(指定期日の延期)
第12条 受注者は、仕様書等に示された業務を指定期日までに完了することができないときは、指定期日前にその理由を明示して、発注者に指定期日の延期を申し出ることができる。
2 前項に規定する申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰すことができないときは、発注者は、指定期日の延期を認めることができる。この場合の延期日数は発注者受注者協議して定める。

(契約内容の変更)
第13条 発注者は、必要と認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止することができる。
2 前項の規定により契約金額又は契約期間を変更するときは発注者受注者協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内の経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
2 前項の場合において、発注者又は受注者に損害が生じても、互いに賠償の責めを負わない。

(契約保証金)
第15条 前二条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その額に応じて、契約保証金の額を変更するものとする。
2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、受注者はその差額を発注者に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、差額の納付を要しない。
(1)既納の契約保証金が、変更後の契約金額の10分の1以上あるとき。
(2)検査に合格した履行部分がある場合において、既納の契約保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1以上あるとき。
3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、受注者から次条の規定による契約代金の請求があったとき、又は第21条若しくは第22条の規定により、契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。
4 契約保証金には、利息は付さない。

(契約代金の支払い)
第16条 受注者は、第10条に規定する検査に合格したときは、発注者に対して履行に係る契約代金を請求することができる。ただし、支払回数又は請求日等を仕様書等に定める場合は、その定めによるものとする。
2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る契約代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る契約代金があるときは、当該契約代金と合算して請求するものとする。
3 発注者は、前二項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
4 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、契約代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の任意解除権)
第17条　発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)
第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても

委託業務に着手しないとき。
（2） 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。
（3） 第5条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
（4） 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
（5） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（1） 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
（2） 履行期間内に契約の履行ができないことが明らかであるとき。
（3） 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
（5） 委託業務目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（7） 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
（8） 第21条又は第22条各号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
（9） 受注者が第26条の2第1項各号に該当したとき。

(暴力団等排除に係る解除)
第19条の2 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
⑴受注者が個人である場合には、その者が、平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき又は法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
⑵受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
⑶受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
⑷受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)
第19条の3 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条3号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
2 受注者は、暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第20条 第18条各号又は第19条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第18条各号又は第19条各号の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)
第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)
第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（1） 第13条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
（2） 第13条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の 2 分の 1 以下に減少することとなったとき。
（3） 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第23条 第21条又は第22条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(協議解除)
第24条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(契約解除等に伴う措置)
第25条 この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって

受注者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。) において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該部分に対する契約代金相当額を受注者に支払うものとする。
2 受注者は、契約が解除された場合等において、発注者からの貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく返還しなければならない。
3 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができない。また、受注者は発注者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
5 第 2 項及び第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第18条、第19条又は第19条の2の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第17条、第21条、第22条各号又は第24条の規定により契約が解除されたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)
第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部が完了しないとき。
(2) 委託業務目的物に契約不適合があるとき。
(3) 第18条又は第19条各号の規定により、契約が解除されたとき。
(4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 第18条又は第19条各号の規定により履行完了前にこの契約が解除されたとき。
(2) 履行完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
6 第2項の場合(第19条の2第1項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の措置等)
第26条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第4号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8 条の2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合における超過分の賠償請求を妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）
第27条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
（1）　第21条又は第22条各号の規定によりこの契約が解除されたとき。
（2）　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）
第28条　受注者が契約の内容に適合しない委託業務目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
2　前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
3　前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
4　発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
5　発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
7　引き渡された委託業務目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）
第29条　受注者又は受注者の代理人若しくは使用人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2　受注者又は受注者の代理人若しくは使用人は、この契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
3　受注者は、委託業務の実施に当たり、作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。
4　第 1 項の規定は、この契約の履行完了後においても同様とする。

（関係資料の取扱い）
第29条の2　受注者は、関係資料について、委託業務以外の使用又は第三者への提供をしてはならない。
2　受注者は、委託業務の目的以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。ただし、災害に備える等、その必要があるときは、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得て複写又は複製することができる。
3　受注者は、関係資料について、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、情報の漏えい、滅失、き損並びに火災、盗難等の防止に努めるとともに、授受及び搬送に関しては、発注者の指示に従うものとする。
4　受注者は、発注者が提出した関係資料を、使用後速やかに発注者に返還しなければならない。
5　受注者は、前条の規定に基づき発注者に返還する関係資料及び成果物以外の関係資料を使用後速やかに、発注者の指示した方法により廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）
第30条　受注者は、この契約において、個人情報の取り扱い事務を処理する場合、個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努力するとともに、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、別記の「個人情報取扱特記事項」に基づく、研修実施状況を発注者へ報告しなければならない。

（情報セキュリティの遵守）
第30条の2　受注者は、この契約において、機密情報の取り扱い事務を処理する場合、発注者が提示する情報セキュリティに関する事項を遵守しなければならない。また、発注者が提示する情報セキュリティに関する事項に基づく、研修実施状況を発注者へ報告しなければならない。

（特許権等の使用）
第30条の3　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（著作権の譲渡等）
第30条の4　受注者は、この契約で作成された著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を、当該成果物引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
2　受注者は前項に基づき発注者に著作権を譲渡した成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとし、発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合でも、前項で著作権の譲渡を受けた著作物を必要に応じて改変することができるものとする。
3　受注者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。
4　委託業務により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の特許権等あるいは著作権を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者はその責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が発注者の責に帰すべき事由に基づく場合には、受注者は紛争解決の責を免れるものとする。

(相殺)
第31条　発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する契約代金の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(危険の負担)
第32条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、発注者が負担する。

(労働関係法規の遵守)
第33条　本契約における業務が、労働関係法規の適用を受けるものである場合、受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。
2　受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
3　受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(障害者差別解消法の施行に伴う特記事項)
第34条　本契約における業務が、市民と接する可能性がある業務を含む場合、受注者は、当該業務の履行において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 10 条の規定に基づいて定める発注者の義務(障害者に対する合理的配慮の提供)に関して、発注者に代わって実施することとする。この場合において、受注者は発注者の定める「平塚市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の各規定に留意し、障害者に対する合理的配慮を提供しなければならない。

(消費税の取扱い)
第35条　税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は、法令等に基づき算出するものとする。なお、このことに伴う変更契約は行わないものとする。

(疑義の決定等)
第36条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、平塚市契約規則によるほか発注者受注者協議の上定めるものとする。

特 記 事 項

（契約不適合責任の追完方法）

1　契約約款第１１条第２項は、本契約において適用せず、受注者と協議の上、発注者が認めた方法により履行の追完をするものとする。

（契約不適合責任の権利行使期間）

2　契約約款２８条第２項の定めによる発注者が権利を行使できる期間は、第１０条に規定する検査に合格し物件を引渡した日から起算して１年以内とする。